

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和2年4月1日現在で実施した「令和2年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	23,991	41.4	19.0
行政職給料表	5,356	42.1	20.2
公安職給料表	3,565	38.4	17.3
教育職給料表(一)	19	51.8	26.5
教育職給料表(二)	4,453	41.7	18.9
教育職給料表(三)	10,001	41.7	19.0
教育職給料表(四)	26	49.5	25.3
研究職給料表	229	44.8	21.8
医療職給料表(一)	19	48.8	23.6
医療職給料表(二)	186	42.2	18.8
医療職給料表(三)	136	44.4	20.3
特定任期付職員給料表	1	55.2	1.1

(注) 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。(以下、表4-2及び表4-3について同じ。)

表 4 - 2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 83.6	% 5.4	% 11.0	%	% 58.8	% 41.2
行政職給料表	100.0	73.4	9.1	17.5		66.6	33.4
公安職給料表	100.0	52.8	3.9	43.3		90.3	9.7
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			89.5	10.5
教育職給料表（二）	100.0	93.8	2.7	3.5		55.2	44.8
教育職給料表（三）	100.0	95.5	4.5			45.1	54.9
教育職給料表（四）	100.0	92.3	7.7			96.2	3.8
研究職給料表	100.0	97.8	1.7	0.4		86.0	14.0
医療職給料表（一）	100.0	100.0				73.7	26.3
医療職給料表（二）	100.0	81.2	18.8			44.6	55.4
医療職給料表（三）	100.0	49.3	49.3	0.7	0.7	3.7	96.3
特定任期付職員給料表	100.0	100.0				100.0	

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4 - 3 適用給料表別平均給与月額

区分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 350,944	円 8,509	円 7,851	円 16,461	円 383,765
行政職給料表	327,550	9,596	8,871	16,765	362,782
公安職給料表	329,859	12,691	8,162	9,731	360,443
教育職給料表（一）	525,279	9,963	16,557	27,953	579,752
教育職給料表（二）	364,411	7,691	7,638	15,374	395,114
教育職給料表（三）	364,557	6,827	7,108	18,470	396,962
教育職給料表（四）	433,362	13,331	7,748	12,950	467,391
研究職給料表	355,284	11,031	7,672	18,658	392,645
医療職給料表（一）	469,842	5,642	85,813	293,405	854,702
医療職給料表（二）	335,352	7,205	8,119	27,283	377,959
医療職給料表（三）	338,220	3,405	8,903	10,366	360,894
特定任期付職員給料表	620,000	-	18,600	46,000	684,600

(注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

(1) 民間給与の調査

ア 年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 実地調査期間 先行調査 令和2年6月29日から7月31日まで
本調査 令和2年8月17日から9月30日まで
- (イ) 調査対象事業所 令和2年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の838事業所
- (ウ) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 32職種 合計 54職種
- (エ) 調査実人員 6,053人（うち、初任給関係職種354人）であるが、行政職に相当する調査実人員は6,732人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は42,236人であり、うち行政職に相当するものは35,855人である。
- (オ) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	199,765	196,222	201,044	200,600
	短大卒	178,321	172,300	179,220	185,000
	高校卒	166,997	168,324	165,132	177,500
新 卒 事 務 員	大学卒	198,774	195,559	200,521	199,250
	短大卒	178,321	172,300	179,220	185,000
	高校卒	165,467	164,449	163,724	177,500
新 卒 技 術 者	大学卒	201,643	198,851	201,712	206,000
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	169,127	174,934	166,599	—

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表4-5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	51.5	643,054	672,771	*	-
工 場 長	52.9	625,920	661,297	538,312	*
事 務 部 長	53.7	551,301	619,657	532,074	471,484
技 術 部 長	53.0	560,888	638,718	518,791	523,357
事 務 部 次 長	51.5	456,908	558,050	439,686	406,822
技 術 部 次 長	48.2	511,694	596,914	462,473	*
事 務 課 長	49.6	459,496	514,551	427,976	386,716
技 術 課 長	47.8	488,122	549,759	425,622	417,143
事 務 課 長 代 理	48.1	391,274	400,798	393,931	339,923
技 術 課 長 代 理	47.0	413,293	451,302	390,371	349,310
事 務 係 長	45.7	347,292	378,470	333,711	306,662
技 術 係 長	45.4	377,404	446,716	332,595	274,967
事 務 主 任	42.5	315,293	346,332	286,478	267,462
技 術 主 任	42.4	327,726	413,364	295,862	232,437
事 務 係 員	36.4	267,408	293,474	242,215	238,362
技 術 係 員	35.2	280,863	304,878	250,014	238,154

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

「*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和2年11月11日（水）議長及び知事に対し、地公法第8条、第21条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

○特別給（ボーナス）引下げ、月例給改定なし

・特別給（現行4.50月分）は、民間のボーナス（4.44月）を上回るため、0.05月分引下げ改定

・月例給は、民間従業員の給与を上回る（▲85円 ▲0.02%）が、較差が極めて小さいため、改定なし。

(2) 公民較差

①調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の172事業所

②民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
368,551円	368,636円	▲85円（0.02%）

<ボーナス>

2019年（平成31年）8月から令和2年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.44月	4.50月	▲0.06月

(3) 改定等の内容

令和2年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

改定なし

<期末・勤勉手当（ボーナス）>

民間の支給割合に見合うよう引下げ 引下げ分は期末手当に反映

（一般職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
改定後 （2年 度）	期末手当	1.30月	1.25月	2.55月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.25月	2.2月	4.45月
改定後 （3年 度以 降）	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

(4) 改定の実施時期等

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、令和3年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改定は、令和3年4月1日から実施すること。

(5) 公務運営の改善等についての報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応
新型コロナウイルス感染症に係る取組、勤務環境の整備
- 人材の確保と活用
多彩で有為な人材の確保、人事評価制度の適切な運用、人材の育成、定年の引き上げ
- 勤務環境の整備
超時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進、職員の健康管理、ハラスメント防止対策
- 公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和2年第2回県議会臨時会に提案、令和2年5月8日可決、同日令和2年条例第33号として公布された。

(改正概要)

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例の創設

イ 令和2年第5回県議会定例会に提案、令和2年11月30日可決、同日令和2年条例第54号として公布された。

(改正概要)

- ① 障がい者職業能力開発校開校に伴う特殊勤務手当（実技訓練手当）の支給対象整理
- ② 期末手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改正

ウ 令和3年第1回県議会定例会に提案、令和3年3月24日可決、同年3月29日令和3年条例第10号として公布された。

(改正概要)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令が廃止となったことに伴う特殊勤務手当（防疫等作業手当）に関する文言整理

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和2年4月15日 人事委員会規則第17号

a 災害時の職員の手当届出期間の特例及び国における通勤手当の改正に伴う所要の規定整備

① 扶養手当（第27条）

・災害等の事由により届出を出すことができないと認められる期間については、支給の開始月の基準となる「15日」の期間には含まないための規定整備

② 通勤手当（第29条の10の2、第29条の10の4）

・職員が月の中途から派遣等となり、その翌日に復職等した場合について通勤手当を返納させないこととするための所要の規定整備。

b 施行日

公布の日（令和2年4月15日）

令和2年4月1日適用

(イ) 令和2年5月15日 人事委員会規則第18号

a 特殊勤務手当（防疫等作業手当、第38条の2）

- ・新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するために給与条例の改正により特別の防疫等作業手当が創設されたことに伴う所要の規定の整備。

b 施行日

公布の日（令和2年5月15日）

(ウ) 令和2年7月15日 人事委員会規則第20号

a 組織改正に伴う所要の規定整備

① 食肉検査業務手当（第38条の10）

- ・支給対象所属に健康福祉部感染症対策推進課、健康福祉部感染症対策調整課を追加

② 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	本庁	感染症対策監	4種	新設
		感染症・疾病対策監		廃止
教育委員会	事務局	室長 (教育対策調整室長、福利厚生室長)	4種	新設
		福利厚生室長		廃止

b 施行日

公布の日（令和2年7月15日）

(エ) 令和2年7月31日 人事委員会規則第24号

a 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

- ・組織改正に伴う規定整備

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	岐阜県行政組織規則第54条に規定する試験研究機関	食品科学研究所の副所長	6種	新設

b 施行日

令和2年8月1日

(オ) 令和3年3月25日 人事委員会規則第6号

a 押印の見直しに伴う所要の規定整備

- ① 時間外勤務命令簿等（第35条）
 - ・押印を必須としないことによる規定整備
- ② 特別休暇（第75条）
 - ・児童福祉法の改正に伴う規定整備
- ③ 第1号様式～第12号様式
 - ・「本人印」 廃止
 - ・「認印」 「確認欄」
 - ・「所属長公印」 廃止
 - ・経過措置の終了に伴う届出理由の整備（第1号様式（扶養親族届））

b 施行日

令和3年4月1日

(カ) 令和3年4月1日 人事委員会規則第22号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備。

- ① 宿日直手当（第34条第1項第3号ハ）
 - ・宿日直勤務を行う所属に女性相談センターを追加することに伴う所要の規定整備
- ② 特殊勤務手当（防疫等作業手当の特例（付則第16項））
 - ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令が廃止となったことに伴う文言整理
- ③ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））
 - ・組織改正に伴う改正

<知事部局>

機関	職	区分	変更内容
本庁	秘書広報統括監	1種	新設
	デジタル政策統括監		
	農業技監	2種	新設

	秘書広報総括監		廃止
	デジタル政策調整監	4種	新設
	新庁舎運用対策監		
	県庁舎建設管理監		
	温暖化・気候変動対策監		
	障がい者就労推進監		
	観光誘客企画監		
	山地災害対策監		
	住宅活用推進監		
	県営水道災害対策監		
	SDGs推進監		
	多文化共生推進監		
	冬季国体推進監		
	アスリート支援企画監		
	競技力向上対策監		
	人材育成企画監		
	地域産業推進監		
	インバウンド推進監		
	販売戦略企画監		
	野生いのしし対策企画監		
	森林監視指導監		
	県営住宅管理監		
保健所	副所長（岐阜保健所及び可茂保健所の副所長に限る。）	2種	新設
	副所長（岐阜保健所及び可茂保健所の副所長を除く。）	4種	新設
食品科学研究所	副所長	6種	廃止
衛生専門学	副校長（行政職給料表の適用を受ける	4種	廃止

校	副校長に限る。)		
	副校長	6種	新設
子ども相談センター	家庭支援課長（中央子ども相談センター及び中濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	6種	新設
	保護課長		廃止
	家庭支援課長（中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）		
農林事務所	副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る。）	2種	新設
	副所長（中濃農林事務所の副所長及び総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）に限る。）		廃止
	副所長（総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所を除く。）を除く。）	4種	新設
	副所長（中濃農林事務所の副所長及び総務課長を兼ねる副所長（東濃農林事務所）を除く。）		廃止
農業大学校	総務課長	6種	新設
ぎふ木遊館	副館長	4種	廃止
土木事務所	道路課長	4種	新設
	道路課長（下呂土木事務所の道路課長を除く）		廃止
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）	6種	新設
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）		廃止

<警察本部長>

警察署	多治見警察署所長	1種	新設
-----	----------	----	----

④ へき地手当（別表第5（第44条の5関係））

- ・小学校の統廃合に伴う所要の規定整備

b 施行日

公布の日（令和3年4月1日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 令和2年7月15日 人事委員会規則第22号

a 令和2年7月15日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

- 行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

任命権者	機関	職	職務の級	内容
知事	本庁	感染症・疾病対策監	6級	廃止
		感染症対策監	6級	新設
教育委員会	事務局	福利厚生室長	6級	廃止
		室長 (教育対策調整室長、福利厚生室長)	6級	新設

b 施行日

公布の日（令和2年7月15日）

(イ) 令和2年7月31日 人事委員会規則第25号

a 令和2年8月1日付けの組織改正に伴う級別職務表の改正

- 行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容
食品科学研究所	副所長	6級	新設

b 施行日

令和2年8月1日

(ウ) 令和3年3月22日 人事委員会規則第3号

a 令和3年3月22日付けの組織改正に伴う級別職務表等の改正

- 公安職給料表級別職務表（別表第1イ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	内容
警察本部	人材育成・デジタル企画監	7級	新設

	人材育成企画監	7級	廃止
--	---------	----	----

b 施行日

公布の日（令和3年3月22日）

(エ) 令和3年4月1日 人事委員会規則第25号

a 令和3年4月1日付け組織改正に伴う級別職務表の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事部局>

機関	職	職務の級	内容	
本庁	秘書広報統括監	9級	新設	
	デジタル政策統括監			
	農業技監	8級	新設	
	秘書広報総括監		廃止	
	ねんりんピック推進事務局長	7級	新設	
	ねんりんピック推進事務局長			
	ねんりんピック推進事務局長	6級	新設	
	デジタル政策調整監			
	新庁舎運用対策監			
	県庁舎建設管理監			
	温暖化・気候変動対策監			
	障がい者就労推進監			
	観光誘客企画監			
	山地災害対策監			
	住宅活用推進監			
	県営水道災害対策監			
	SDGs推進監			
	多文化共生推進監			
	冬季国体推進監			
	アスリート支援企画監			
	競技力向上対策監			
	人材育成企画監			
	地域産業推進監			
	インバウンド推進監			
	販売戦略企画監			
	野生いのしし対策企画監			
	森林監視指導監			
	県営住宅管理監			
	現代陶芸美術館	副館長の職務	8級	新設
		部長の職務	6級	
副館長（総務部長を兼ねるものに限		8級	廃止	

	る。)の職務		
	困難な業務を行う副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）の職務	7級	
	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）又は部長の職務	6級	
博物館	副館長（総務部長を兼ねるものに限る。）の職務	8級	新設
	副館長（総務部長を兼ねるものを除く。）又は部長の職務	6級	
	副館長の職務	8級	廃止
	部長の職務	6級	
保健所	副所長又は課長の職務	6級	新設
	課長の職務		廃止
子ども相談センター	所長、副所長又は課長（総務課長、判定課長、中央子ども相談センター及び中濃子どもセンターの家庭支援課長に限る。）の職務	6級	新設
	課長（総務課長、判定課長、中央子ども相談センター及び中濃子どもセンターの家庭支援課長を除く。）の職務	5級	
	所長、副所長又は課長（総務課長、判定課長、保護課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）の職務	6級	廃止
	課長（総務課長、判定課長、保護課長及び中央子ども相談センターの家庭支援課長を除く。）の職務	5級	
食品科学研究所	副所長の職務	6級	廃止
農林事務所	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所及び恵那農林事務所の所長に限る。）の職務	8級	新設
	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所及び恵那農林事務所の所長を除く。）、副所長、技術連携調整監又は課長の職務	6級	
	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所、東濃農林事務所及び恵那農林事務所の所長に限る。）の職務	8級	廃止
	所長（岐阜農林事務所、西濃農林事務所、可茂農林事務所、東濃農林事務所及び恵那農林事務所の所長を除く。）、副	6級	

	所長、技術連携調整監又は課長の職務		
農業大学校	副校長又は総務課長の職務	6級	新設
	総務課長の職務	5級	
	副校長の職務	6級	廃止
	課長の職務	5級	
ぎふ木遊館	課長の職務	6級	新設
	副館長又は課長の職務		廃止
土木事務所	所長（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長を除く。）副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監又は道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）の職務	6級	新設
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、郡上土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監を除く。）の職務	5級	
	所長（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所及び高山土木事務所の所長を除く。）副所長、課長、指導検査監、技術連携調整監又は道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監に限る。）の職務	6級	廃止
	道路調整監（岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所及び高山土木事務所の道路調整監を除く。）の職務	5級	

○医療職給料表（一）級別職務表（別表第1ト）

機関	職	職務の級	内容
希望が丘こども医療福祉センター	困難な業務を行う児童精神科部長、リハビリテーション部長、発達精神医学研究所長又は医療福祉連携部長の職務	4級	新設
	整形外科部長、小児科部長、診療支援部	3級	

	長又は児童発達支援センター長の職務		
	困難な業務を行う整形外科部長、小児科部長又は児童精神科部長の職務	4級	廃止
	整形外科部長、小児科部長又は児童精神科部長の職務	3級	

b 施行日

公布の日（令和3年4月1日）

(オ) 令和3年4月1日 人事委員会規則第26号

a 令和4年1月1日付け昇給における所要の規定整備

- ・改正初任給規則の附則において、従前からの昇給制度を準用する読替規定の整備

b 施行日

公布の日（令和3年4月1日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

(ア) 令和3年3月25日 人事委員会規則第5号

a 行政手続きにかかる押印の見直しに伴う所要の規定整備

b 施行日

令和3年4月1日

(3) 給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表4-6のとおり改正等を行った。

表4-6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 4. 1 人委第21号	・給与条例施行規則運用方針の改正（令和2年4月1日 人委第22号）に伴う所要の規定整備 （令和2年4月1日適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 4. 1 人委第22号	・単身赴任手当の支給要件のうち、人事委員会に協議が必要な場合の見直しによる規定整備 （令和2年4月1日適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 4. 15 人委第23号	・給与条例施行規則の一部改正に伴う住居手当、通勤手当、単身赴任手当の届出期間に係る規定整備 （令和2年4月1日適用）
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R 2. 5. 29 人委第60号	・給与条例施行規則の一部改正に伴う特殊勤務手当の特例の創設による規定整備 （令和2年2月1日適用）

給与条例の運用方針について (通達)の一部改正について	R 3.3.24 人委第312号	・扶養手当制度の改正に係る経過措置期間の終了に伴う所要の規定整備。 (令和3年4月1日適用)
給与条例施行規則の運用方針について (通達)の一部改正について	R 3.3.30 人委第315号	・手当の支給要件の見直し等に伴う通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、特殊勤務手当についての規定整備。 (令和3年4月1日適用) (特殊勤務手当のみ令和3年3月29日適用)

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表	行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級	7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	26	16	5								1			5			53
	教委	3					3	2	39	20								64
	警察	2	1		2	5												10
計							3	2	39	20		1			5			64
		31	17	5	2	5												66

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条(新たに職員となった者の職務の級)第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条(昇格)第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で169人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表	行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	13					1			9	23
	教委	71		4	13						88
	警察	4	22								26
計		88	22	4	13		1			9	137

(注) 初任給規則第16条(人事交流等により異動した場合の号給)、第17条(特殊の職に採用する場合等の号給)、第18条(特定の職員についての号給)、第47条(この規則(初任給規則)により難しい場合の措置)及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表4-9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額決定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政															1				1
	研究	1																		1
	医(一)																			
	医(二)	1																		1
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計		2													1					3

- (注) 1 初任給規則第26条(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)又は第27条(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)の規定により承認した人数である。
 2 職務の級は、異動後のものである。
 3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で94人ある。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表4-10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	1
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

- (注) (a)は給与規則第24条(ただし書を含む。)の規定により、(b)は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表4-11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	2
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

- (注) (a)は給与規則第29条の14の規定により、(b)は同規則第29条の15の規定により、(c)(d)(e)(f)は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当及び通勤手当の支給の承認

表4-12 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職及び高速道路利用の特別料金への通勤手当支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	3
(b) 高速道路を利用する職員の特別料金に対する通勤手当支給の承認	1

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数、(b) は同規則第29条の9の5及び第29条の9の9の規定により承認した人数である。

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

改正なし

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

(ア) 令和2年8月31日 人事委員会規則第27号

a 新たに会計年度任用職員になった者が高速道路等の特別料金を負担する場合に、特別料金相当を費用弁償(通勤手当)として支給するための所要の規定整備

b 施行日

公布の日(令和2年8月31日)

令和2年4月1日適用

(イ) 令和3年3月25日 人事委員会規則第16号

a 新型コロナウイルス感染症への対応を契機として行政手続きに係る押印の見直しを行い、行政サービスの効率的・効果的な提供を行う。

b 施行日

令和3年4月1日

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

報酬条例等の実施に関し必要な事項について、表4-13のとおり通達の改正を行った。

表4-13 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の概要

通達等の題名	発出日	内容
岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の運用方針について(通達)	R2.5.29	報酬条例附則第3項に規定する報酬(増額報酬)の支給を受けない会計年度任用職員として「人事委員会が定める職」に「その他任命権者が定める職」を規定。
岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の運用方針について(通達)	R2.8.31	高速道路等の特別料金に係る通勤手当を支給される会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者について規定。
岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の運用方針について(通達)	R3.3.30	<ul style="list-style-type: none"> 他の兼業をしている会計年度任用職員の時間外勤務手当報酬の支給について整理。 給与条例第12条の6第3項(高速道路等の特別料金負担分の支給)を準用して通勤手当を支給される会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者について追加。

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-14のとおりである。

表4-14 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	2
(b) 手当等を報酬に上乘せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	2
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和2年8月31日 人事委員会規則第26号

a 雇用保険法施行規則及び失業者の退職手当支給規則（国家公務員）の一部改正等に伴う所要の規定整備

b 施行日

公布の日（令和2年8月31日）

令和2年5月1日適用

(イ) 令和2年3月25日 人事委員会規則第8号

a 押印の見直しに伴う所要の規定整備

b 施行日

令和3年4月1日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

改正なし

(2) 旅費規則の改正

令和2年3月25日 人事委員会規則第7号

a 押印の見直しに伴う所要の規定整備

b 施行日

令和3年4月1日

(3) 旅費支給の特例承認

- ・ 宿泊料等の増額調整承認 4件
- ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 6件
- ・ その他 1件